

# 営業譲渡契約書

株式会社大和銀行（以下「甲」という）及び株式会社なみはや銀行（以下「乙」という）は、乙が後記営業譲渡日をもってその営業の全部を譲渡する一環として、乙の営業の一部を甲に譲渡するにつき、以下のとおり契約を締結する。

## 第1条（定義）

本契約書において用いる用語の定義は、次に定めるとおりとする。

デューデリジェンス 乙の営業譲渡の準備のため、平成12年3月から4月にかけて実施した営業内容の開示、質問の回答及び検討をいう。

甲の承継与信資産 デューデリジェンスの際に、甲および株式会社近畿大阪銀行（以下「丙」という）が平成12年5月10日付で承継希望を付した乙の与信資産のうち、別表1記載承継店舗に係る与信資産をいう。

評価基準日 乙の営業内容を開示したデューデリジェンスの対象基準日となった平成11年12月31日をいう。

資金援助申請計算基準日 預金保険法第59条に基づく資金援助の申込を行うにあたっての計算基準日をいう。

譲渡基準日 甲又は丙が承継する個別資産を最終的に確定する日をいう。

調整期間 以下の第1次調整期間と第2次調整期間をいう。

第1次調整期間 評価基準日の翌日から譲渡基準日までの期間をいう。

第2次調整期間 譲渡基準日の翌日から営業譲渡日までの期間をいう。

## 第2条（目的）

乙は、本契約書に定める条項に従い、平成13年2月13日（以下「営業譲渡日」という）をもって、乙の営業の一部を甲に譲渡し、甲はこれを譲り受けるものとする。但し、営業譲渡日については、譲渡事務の進捗状況を勘案して、甲乙協議のうえ変更することができる。

## 第3条（営業譲渡の対象）

- 1 前条により甲が譲り受ける乙の営業の一部とは、営業譲渡日午前0時現在における乙の別表1記載承継店舗に係る資産、営業上発生している負債並びにこれらに付随する一切の権利義務（以下譲渡財産という）とする。
- 2 前項の譲渡財産には次の資産、負債並びにこれに付随する一切の権利義務を含まない。

- ( 1 ) 別表 2 記載の店舗の不動産等（建物等に関する賃借権等を含む）
- ( 2 ) 株式会社整理回収機構と乙との契約に基づき、乙から株式会社整理回収機構に譲渡されるもの。
- 3 譲渡財産の細目については、本契約締結後、甲乙協議の上確定する。
- 4 訴訟案件の引継については、本契約締結後、甲乙協議の上確定する。

#### 第 4 条（資産等の譲渡）

- 1 乙は、第 5 条に定める場合を除き、甲の承継与信資産を甲が平成 12 年 5 月 10 日付で乙に示した与信資産評価額 111,405,383 千円（評価基準日現在、与信資産簿価 131,995,637 千円から引当金を個別に控除した額）にて甲に譲渡する。
- 2 前項の承継与信資産以外の資産のうち譲渡の対象となる動産、不動産、有価証券その他資産については、譲渡基準日までに甲乙協議する。
- 3 甲は、のれん代として、乙に対して 60,000 千円を支払う。

#### 第 5 条（後発事象等の調整）

- 1 第 1 次調整期間内に、営業譲渡の対象である与信資産につき以下の事情が生じた場合、甲乙協議のうえ、当該与信資産に対する引当金額を営業譲渡日において調整もしくは当該与信資産を営業譲渡の対象である与信資産から除外することができる。

第 2 次調整期間内に、営業譲渡の対象である与信資産につき以下の事情が生じた場合には、甲乙協議のうえ、別途定める精算日において当該与信資産に対する引当金額の調整を行うことができる。

なお、甲から乙に対する調整もしくは除外の申出については、調整期間内に文書をもって行う。

乙が行なった営業譲渡の対象である与信資産に関する契約（金銭消費貸借契約・手形貸付契約・支払承諾契約・保証契約・担保権設定契約）の不備及びその他担保評価に重大な影響を与える権利関係の事実が判明する等、当該契約に基づく与信資産の評価額に重大な影響を与える事実が判明した場合。

営業譲渡の対象である与信資産の債務者または保証人から、債務（または保証債務）不存在確認訴訟など当該与信資産の評価額に影響を与える裁判上（民事調停を含む）の申立がなされた場合。

営業譲渡の対象である与信資産の債務者が、調整期間中に、破産・特別清算・和議・民事再生手続・会社整理・特定調停もしくは会社更生手続の申立を受け又は自ら申し立てた場合、解散した場合、もしくは手形交換所により取引停止処分を受けた場合。

- 2 営業譲渡の対象である与信資産に関連して新たに乙の現、旧役員又は第三者に対する損害賠償請求、もしくは刑事告訴が可能と考えられる場合には、当該与信資産を乙の選択により、営業譲渡の対象から除外することができる。  
但し、譲渡基準日以降については、当該与信資産に対する引当金額の調整を行うことができる。
- 3 調整期間中、弁済等により当該与信資産の金額が変更された場合、その変更を考慮した引当金額の調整については、別途甲乙協議する。

#### 第6条（引継・移転手続）

- 1 乙は、譲渡財産の細目を記載した引継書を作成し、営業譲渡日に当該引継書とともに譲渡財産及び関係証憑、帳簿類を甲に引渡す。
- 2 前項の譲渡財産の引渡しにつき、移転行為または対抗要件としての登記、登録、承諾、通知等の諸手続を要するものについては、甲乙協力して可及的速やかにこれを行う。

#### 第7条（資金援助）

- 1 甲は、乙の営業を譲り受ける前提として、本契約及び預金保険法その他関係法令に基づき認められる範囲で、預金保険機構に対し、預金保険法第59条に基づく資金援助を申し込むこととする。なお、資金援助申請については、甲乙協力して行うこととする。
- 2 前項の資金援助の申込に際し、甲が平成12年5月10日付で乙に提示した営業譲渡費用は、第4条の与信資産評価額算定に際し加味しているため、前項の資金援助の申込対象としない。

#### 第8条（調査）

- 1 乙は、甲または甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
- 2 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲乙協議の上決定する。
- 3 乙は、前二項に基づく調査につき乙が可能と認める範囲で協力する。

#### 第9条（譲渡承認手続）

甲及び乙は、平成12年10月31日までに、甲にあっては取締役会の、乙にあっては株主総会の承認を求めるものとする。

なお、乙については、平成12年10月31日までに、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第22条に定める裁判所による許可を受けることをもって株主

総会の決議に代えることができる。

#### 第10条（従業員の取扱）

- 1 甲は、乙の従業員との雇用契約を一切承継しない。
- 2 乙は、乙の全従業員について営業譲渡日までに発生する賃金・退職金債務その他乙との労働契約に基づき若しくはこれに付帯して発生した一切の債務を履行し、甲は同債務を承継しないものとする。

#### 第11条（与信資産の劣化防止に対する協力）

甲及び乙は、乙の与信資産の劣化防止を含め円滑な営業譲渡を進めるため本契約締結後は誠実に協議し、相互に協力する。

#### 第12条（善管注意義務）

乙は、本契約の締結日以降営業譲渡日にいたるまで、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ財産を管理するものとし、これに重要な影響を及ぼす行為をなす場合には、予め甲と協議して実行する。

#### 第13条（危険負担）

本契約の締結日以降営業譲渡日にいたるまで、天災地変その他不可抗力により、譲渡財産に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、本契約書の譲渡条件を変更することができる。

#### 第14条（清算法人に対する協力）

甲は、本件営業譲渡後、乙が解散し清算法人となった場合には、当該清算法人の清算事務等の遂行に協力する。

#### 第15条（特殊な調整事項等）

乙の関係会社が保証している営業譲渡の対象となる与信資産の譲渡については、別途甲乙協議することとする。

#### 第16条（費用負担）

本契約に基づき営業譲渡に関して生ずる費用の負担については、別途甲乙協議することとする。

但し、第7条、第8条に定める費用はすべて甲の負担とする。

#### 第17条（補償）

甲と乙は本件営業譲渡について、本契約に定める以外に本件営業譲渡により甲に生じた一切の損失を補償せず、担保責任を負うものでないことを確認する。

#### 第18条（守秘義務）

甲は、乙から提供される一切の情報については、平成11年12月17日付守秘義務協定書に基づき取扱う。

#### 第19条（解除条項）

甲及び乙は次のいずれかの事由が発生したときは本契約を解除できる。

- （1）本契約に基づく営業譲渡について、預金保険法第61条の適格性の認定を受けられなかったとき
- （2）甲が第7条に定める資金援助に関する契約を締結できなかったとき
- （3）営業譲渡日までに、本契約に基づく営業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき

#### 第20条（効力発生）

本契約に定める営業譲渡は、第9条に定める手続並びに法令に定める関係官庁の認可が得られ、かつ「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に定める届出の効力が発生しない限り、その効力を生じないものとする。

#### 第21条（規定外事項の協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項若しくは本契約の解釈に関して疑義が生じた場合については、甲及び乙間で取り交わした本契約の趣旨並びに信義誠実の原則に従い、円満解決に努める。

#### 第22条（裁判管轄）

本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄とする。

本契約書の成立の証として本契約書二通を作成し、甲及び乙が署名又は記名のうえ捺印し、各一通を保有する。

平成12年7月28日

甲

乙

別紙

別表 1

姫路、明石、神戸、灘、北鈴蘭台、大池、花山出張所、押部谷、山の街、伊丹南、園田、立花、伊丹、大鹿出張所、芦屋、枚岡、天美、泉ヶ丘、光明池、泉北とが  
出張所、京都、長岡、名古屋、東新町出張所、東京

以上 25 店舗

別表 2

姫路、明石、神戸、大池、花山出張所、山の街、伊丹南、園田、大鹿出張所、芦屋、枚岡、泉ヶ丘、光明池、泉北とが出張所、京都、名古屋、東新町出張所、東京

以上 18 店舗